

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書			
医療法人整理番号		01217	
報告期間	自	令和5年4月1日	
	至	令和6年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団誠心会		分類 から のそれぞれの項目 (は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
	分類	社団 (出資持分あり)	
分類	その他		
分類	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	
	市区町村	熊本市南区	
	町名・番地	城南町高1099番地	
	建物名		
		<u>従たる事務所の記載はこちら</u>	
(3) 設立認可年月日	昭和61年4月12日		
(4) 設立登記年月日	昭和61年5月7日		
(5) 理事長の氏名	姓	南	
	名	紀子	
役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。		
役員及び評議員	<u>記載はこちら</u>		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	<u>記載はこちら</u>		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	<u>記載はこちら</u>		
(2) 附帯業務	<u>記載はこちら</u>		
(3) 収益業務	<u>記載はこちら</u>		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	<u>記載はこちら</u>		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	<u>記載はこちら</u>		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	<u>記載はこちら</u>		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
			記載無し

- 注) 1 . 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2 . 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3 . 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数							
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳に記載すること。
- 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務
 （介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	介護医療院ゆずりは		43B0100045	熊本市南区城南町高1099番地	72	
	通所リハビリテーション		43B0100045	同上		30

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2) (G-MIS様式)

事業報告書

2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問リハビリテーション		熊本市南区城南町高1099番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和5年6月2日	令和4年度決算の承認の件
	本年度中の借入金額の最高限度額の承認の件
	今年度の役員報酬配分額承認の件
	定款変更の件
令和5年6月15日	賞与短期借入に関する件
令和5年9月16日	設備資金短期借入に関する件
令和5年12月4日	賞与短期借入に関する件
令和6年3月29日	翌年度の事業計画案及び予算案の承認の件
	本年度地代支払の承認の件
	次期の理事長、理事及び監事の選任の件

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
記載無し					

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

記載無し

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設
	該当無し

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容
	該当無し

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項
	記載無し

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 誠心会
 所在地 熊本市南区城南高1099

医療法人整理番号	1217
----------	------

財 産 目 録
 (令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	795,312 千円
2. 負 債 額	815,704 千円
3. 純 資 産 額	20,392 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	223,449
B 固 定 資 産	571,767
C 繰 延 資 産	96
C 資 産 合 計 (A + B)	795,312
D 負 債 合 計	815,704
E 純 資 産 (C - D)	20,392

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の を塗りつぶすこと。			
土 地	(法人所有	賃借	部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(法人所有	賃借	部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	223,449	流動負債	200,292
現金及び預金	37,094	支払手形	
事業未収金	66,825	買掛金	2,666
有価証券	881	短期借入金	170,000
たな卸資産	374	未払金	20,778
前渡金		未払費用	5,884
前払費用	1,267	未払法人税等	233
保険積立金	16,555	未払消費税等	
未収利息	14,862	前受金	
貯蔵品	54	預り金	731
立替金		前受収益	
預け金	48	その他引当金	
理事長勘定	85,489	その他の流動負債	
固定資産	571,767	固定負債	615,412
1 有形固定資産	568,641	医療機関債	
建物	443,158	長期借入金	597,056
構築物	28,501	長期未払金	9,122
器具備品	10,802	リース債務	9,234
リース資産	9,179	その他の固定負債	
車両及び船舶	11,375		
土地			
建物付属設備	64,787		
一括償却資産	839		
		負債合計	815,704
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	3,126	出資金	80,182
電話加入権	609	繰越利益剰余金	-100,574
ソフトウェア	2,517		
繰延資産	96		
権利金	73		
繰延消費税額等	23		
		純資産合計	-20,392
資産合計	795,312	負債・純資産合計	795,312

(注) 1 . 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団 誠心会
所在地 熊本市南区城南町高1099番地

医療法人番号 01217

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
事業損益			
A	本来業務事業損益 <介護医療院・通所リハビリ>		
	1 事業収益		463,738
	2 事業費用		
	(1) 事業費	221,907	
	(2) 本部費	225,404	447,311
	本来業務事業利益		16,427
B	附帯業務事業損益 <訪問リハビリテーション>		
	1 事業収益		507
	2 事業費用		325
	附帯業務事業利益		182
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業利益		16,609
	事業外収益		
	受取利息		
	その他の事業外収益	19,368	19,368
	事業外費用		
	支払利息	9,763	
	その他の事業外費用	65	9,828
	経常利益		26,149
	特別利益		
	固定資産売却益		
	その他の特別利益		0
	特別損失		
	固定資産売却損		
	その他の特別損失	11	11
	税引前当期純利益		26,138
	法人税・住民税及び事業税		
	法人税等調整額	232	232
	当期純利益		25,906

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人社団 誠心会

所在地 熊本市南区城南町高1099

医療法人整理番号	1217
----------	------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	南 紀子	理事長	当法人理事長、 不動産の賃貸	地代の支払い	3,000千	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 誠心会
理事長 南 紀子 殿

私は、医療法人社団誠心会の令和 5 年会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 25 日

医療法人社団誠心会

監事

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。